

第1回稚内市総合計画審議会 議事概要

日 時：平成29年10月31日（火）10時30分～11時20分

場 所：稚内市役所5階 正庁

※ 会議の前段で審議会委員に対して委嘱状を交付

1. 開会

2. 市長あいさつ

おはようございます。今、私から委員の皆様へ委嘱状をお渡しさせていただきました。皆さん大変お忙しい中、委員の就任にご快諾をいただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。

現在の総合計画は平成30年度をもって満了ということで、次の総合計画の審議を皆様をお願いをするものでありますが、実は私も今から30年くらい前に、当時の総合計画を担当したことを思い出していました。奇しくも再来年は平成が終わる年であります。そういう意味では、私が担当した今から30年近く前は、ちょうど昭和から平成に移る昭和64年、そういう意味で忙しい思いをしたということを抱かしく思い出しております。

ついでに申し上げますと、当時の総合計画のキーワードは何だったのかと言うと、まさに高齢化、情報化、国際化という3つのキーワードが上げられていたと思います。国際化は30年も経っていますから、もちろん当時から想像もつかないくらい進んでいますが、まさか少子高齢化がこんなに進むとは思っておりませんでしたし、30年前と今を比較しますと、情報化では情報と通信の融合あるいはよく言うようにAI革命と言うことで、当時想像もつかなかったような、我々が普通に使っているスマホ、あるいは、鉄腕アトムのようなロボット、本当に30年どころか10年で社会が変わってしまうとつくづく思っております。

今回の計画期間を考えますと、まさに当面は東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年が節目になると思っております。ですからそこを目指して、国がよく言うインバウンド4千万人、北海道500万人を目指すということで、我々も今、道内7空港の一括民営化、あるいは、クルーズ誘致のための岸壁整備などの事業が進められておりますし、何よりも社会問題として当面取り上げられるのは、2025年に団塊の世代が全て後期高齢者になる、そういう時代が間もなく来る。その危機感を見通しながら、総合計画をご審議いただくということでもありますから、大変ご苦勞をかけるそんな思いであります。

今お話ししました我がまちで見えるものだけでも、空港、港湾、そして、高規格道路等々の高速交通ネットワーク、もちろんJRの問題もありますけれども、その整備事業、あるいは、広域観光周遊ルートを含めた食と観光の推進事業、さらには、送電網整備が

具体的に進んでいきますけれども、それと合わせた大規模発電事業ということで、ハードだけ見ても非常に色々な動きがありますし、もちろんまちはハードだけではありません。人と人が支え合い、あるいは、助け合う。そんなしっかりしたこのまちにいつまでも住み続けたいそんなまちをつくっていくという意味では、ソフトの充実ももちろん重要だと考えております。

審議会委員の皆様には、冒頭お話ししたとおり、大変お忙しい中ではありますが、是非、ともに同じ目線でこのまちをさらに充実、発展させたいと思っておりますので、よろしくご協力いただきますことを心からお願い申し上げたいと思います。

改めて、委員の皆様、これからの審議会の中でまちづくりに向けて忌憚のないご意見を賜ることを心からお願い申し上げまして、措辞であります。この審議会開会にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

〔各委員から自己紹介〕

4. 会長・副会長選出

〔会長に達委員、副会長に齊藤委員を選出〕

5. 諮問

〔工藤市長から達会長へ諮問〕

6. 会長挨拶

あらためまして、商工会議所の達でございます。まだ若干荷が重いな、そんな思いもでございますがよろしくお願いたします。また、審議会の中では、委員の皆さんから多くの意見をいただけるように努めて参りますので会議の進行について、ご支援ご協力の程よろしくお願いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

7. 議事

(会長)

それでは、議事を進めてまいります。始めに、「(1) 稚内市総合計画審議会について」事務局から説明をお願いします。

(1) 稚内市総合計画審議会について

(事務局)

それでは、「(1) 稚内市総合計画審議会について」説明させていただきます。資料1「稚内市総合計画審議会条例」をご覧ください。

総合計画審議会は、本条例第1条に記載しているとおり、総合計画に関して市長の諮問に応じ、必要な調査、審議を行うための組織となっています。先ほど達会長に対して、

市長から諮問させていただきましたが、今回の審議会は、新たに策定する第5次総合計画に関して、皆様方からご意見をいただくために設置させていただきました。

第2条では、審議会の組織について記載しています。委員は32人以内となっており、「学識経験者」、「民間団体等代表者」、「関係行政機関職員」、「一般公募市民」のそれぞれの区分から8人以内となっています。今回の審議会では、配布している委員名簿に記載のとおり、総勢25名の皆様に委員として、お願いをさせていただきました。

第3条では、会長及び副会長について記載しています。会長・副会長は、委員の互選により選出することとなっており、先ほど、皆様のご了解をいただき、達会長と斉藤副会長に就任していただきました。会長は審議会を代表して会を取りまとめていただき、副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときには代理を務めていただくこととなっています。

第4条、委員の任期につきましては、委嘱状にも記載のとおり、審議会の答申が終了するまでとなっており、現在の予定では平成30年9月頃を予定しています。

第5条では、会議について記載しています。審議会の会議は、会長が召集して議長になることとなっており、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ないとされています。また、会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定することとなっています。

第6条では、部会の設置について記載しています。審議会において専門の事項を調査・審議する必要があるときは、部会を置くことが出来るとなっております。実際、第4次総合計画を策定する際にも、委員の皆様を2つの部会に分けて、調査・審議を行っていただきました。

今回については、今後、皆様のご意見も伺いながら、部会設置の必要性について検討させていただき、2回目以降の審議会において、改めて提案させていただきたいと考えています。

第7条は、会長への委任として、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとしています。

以上、「稚内市総合計画審議会について」説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。ただ今の説明の中で何かご質問等ございましたらお願いします。(質問なし)

それでは、次に、「(2) 第4次稚内市総合計画について」事務局からお願いします。

(2) 第4次稚内市総合計画について

(事務局)

続いて、「(2) 第4次稚内市総合計画について」説明させていただきます。別冊ファイルで配布しております「第4次稚内市総合計画書」をご覧ください。

これから皆様に第5次総合計画についてご審議いただくに当たって、現在の第4次総合計画の概要について、若干ご説明させていただきます。

まずは、計画書を開いていただき、2頁をご覧ください。後段に「計画の構成と期間」とあります。この計画は、市民と行政が協力して、本市の目指す将来像を実現していくためのまちづくりの指針となるもので、長期的・総合的な展望から取り組むべき施策や事業を体系的に定めたものです。

上から「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されており、基本構想は、長期的な視野に立ち、本市の目指す将来像とそれを実現するための基本方針を明らかにしたもので、計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間となっています。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、必要な施策の内容を明らかにするもので、計画期間は社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、前期5年間、後期5年間となっています。

実施計画は、基本計画で示された施策の体系に基づき、具体的な事業の内容を明らかにするもので、計画書とは別に定めています。計画期間は、基本計画と同様に、前期5年間、後期5年間となっています。

次に計画の全体像につきまして説明させていただきます。計画書をめくっていただいて28頁をご覧ください。

第4次総合計画では、目指すべき将来都市像を「人が行き交う環境都市わっかない」と定めております。これには、環境にやさしいまち、再生可能エネルギーの導入などの他、南から北・北から南へ向かう交通の結節点、観光によるにぎわいの創出などの想いも込められたものとなっています。

将来都市像の下に記載されている「人と地球環境にやさしいまち」を始めとした5つは、将来都市像を具体的に示したものとなっており、それぞれの内容は基本構想に記載されています。

その下に、将来都市像の実現に向けて取り組むべき政策や施策等がぶら下がっています。上の経営計画は、特に重点的に取り組まなければならない課題や広範囲の行政分野に及ぶ課題など、分野横断的に取り組むべきものをまとめたものです。

その下の部門別計画は、「教育・文化」、「保健・医療・福祉」、「環境・生活」、「都市基盤」、「産業振興」の5つの分野ごとに取り組むべきものをまとめたものです。

経営計画・部門別計画の各分野別に「基本目標」を設定しており、その下に基本目標の実現に向けて、分野毎の目指すべき方向性を示す政策があり、さらにその下に、取り組むべき施策がそれぞれの政策にぶら下がっているという構成になっています。

ここには記載されておりませんが、施策の下には、具体的に予算をつけて取り組むべき具体的な事業が、550ほど存在しています。

基本目標と各政策の内容については、本冊子の基本構想36頁以降に記載されています。例えば、36頁の地域経営（自治）の分野では、「環境と調和する自立した社会を目指して」という基本目標があり、その下に「持続可能な地域社会づくり」を始めとした3つの政策があるという構成になっています。

各施策の内容は、基本計画に記載されており、始めに説明しましたが、基本計画は、平成 21 年度から平成 25 年度までを期間とした「前期基本計画」と、平成 26 年度から平成 30 年度までを期間とした「後期基本計画」があります。

後期基本計画は、前期基本計画の施策体系を尊重しながら、現状や課題等を見直し、各施策の内容等を精査したものとなっています。前期基本計画からの主な変更点等につきましては、本冊子の後期基本計画の 3 頁に記載されており、後期基本計画では、重要施策の一つとして、新たに「再生可能エネルギーの供給基地を目指します」という施策を追加しております。

後期基本計画の 8 頁をご覧くださいと、「まちににぎわいを取り戻します」の施策について記載されております。現状と課題があり、施策の目的、主な内容、成果指標、そして協働の指針として、市民・地域・事業者等が行うことと、市が行うことをそれぞれ記載しております。

各施策については、記載されている成果指標等に基づき、施策評価を実施しています。前期基本計画の評価は平成 24 年度～平成 25 年度にかけて実施済みであり、後期基本計画の施策評価は今年度実施し、現在、最終的な取りまとめを行っているところです。

評価結果につきましては、広く市民の方々にも周知するため、ホームページ等でも公開しており、後期施策評価の結果もまとめ次第、掲載を行う予定となっています。

時間の都合上、全てをご説明することは出来ませんが、もしお時間等ありましたら、皆様の関係箇所だけでもよろしいのでご一読いただければと思います。

以上、「第 4 次稚内市総合計画について」の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございます。ここで意見・質問というのは、ちょっと難しいと思いますので、自宅に戻られてから一読して、次回に何かありましたらご質問をお願いいたします。

それでは、次の議事でございます。「(3) 第 5 次稚内市総合計画策定方針について」ご説明をお願いします。

(3) 第 5 次稚内市総合計画策定方針について

(事務局)

それでは、「(3) 第 5 次稚内市総合計画策定方針について」ご説明させていただきます。資料 2 「第 5 次稚内市総合計画策定方針」をご覧ください。

本方針につきましては、第 5 次総合計画の策定に当たって、基本的な事項を定めたもので、平成 29 年 5 月 1 日に開催された稚内市経営会議において決定されました。

まず 1 頁を開いていただきまして、「1. 策定の趣旨」ということで、先程来ご説明した通り、平成 21 年度からスタートした第 4 次総合計画が、平成 30 年度を持って期間終了となります。そのため、平成 31 年度以降の新たなまちづくりの指針として、第 5 次総合計画を策定する必要があり、その作業を今年から 2 年間かけて進めていくこと

としています。

策定に当たりましては、後ほど説明する「策定の視点」にも記載されていますが、今後も人口が減少し続けるということを受け入れながら、本市の持つポテンシャルを最大限に活用して地域の発展を目指すとともに、社会経済情勢や住民ニーズの変化にも柔軟に対応できる計画づくりを進めていくこととしています。

次に、「2. 策定の根拠」についてですが、本市では平成19年4月1日にまちづくりの基本ルールを定めた「稚内市自治基本条例」を制定し、本条例の中で、自治基本条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画、すなわち総合計画を策定することとしています。

第5次総合計画については、本条例を策定の根拠とするとともに、稚内市議会の議決すべき事件を定める条例において、議決事項とされているため、議会の議決を経る必要があります。

次に2頁、「3. 計画の構成と期間」についてですが、先程もご説明させていただきましたが、現在の第4次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されています。

基本構想は、目指すべき将来像とこれを実現するための基本方針を明らかにするもの、基本計画は、基本構想の実現に向けて取り組みの方向性等を明らかにするもの、実施計画は具体的な事業等を示すものとなっています。

第5次総合計画においては、近年、各分野において個別の計画が整備されており、具体的な事業等につきましては、それぞれの計画に記載されていることを踏まえて、実施計画は策定せずに、基本構想と基本計画の2層で構成することとしています。

また、基本計画の記載内容についても、第4次総合計画では施策ごとに現状と課題を整理し、成果指標を設定していましたが、第5次総合計画では政策ごとに現状と課題、成果指標を設定することとしています。

期間については、第4次総合計画では、基本構想10年、基本計画は前期5年、後期5年としていますが、第5次総合計画では、基本構想・基本計画ともに10年とし、市長任期との連動を図るため、市長改選後に計画見直しの必要性について、検討を行うこととしています。

次に3頁をめくっていただいて、「4. 策定の手法」についてですが、第5次総合計画の策定に当たっては、自治基本条例の基本原則に基づいて、策定過程の様々な場面において市民に参画いただきながら進めていくこととしています。

具体的には、一般公募委員を加えた総合計画審議会の設置や、市民意見を聴取するためのワークショップ、市民アンケート調査の実施、さらに、基本構想や基本計画の素案が出来た段階で、パブリックコメントを行うこととしています。

ワークショップや市民アンケート調査については、既に実施済みであり、現在報告書をまとめているところです。報告書がまとまり次第、審議会委員の皆様にもお渡しし、ご確認いただきたいと考えています。

4頁、市議会との関係については、策定状況等を随時、常任委員会で報告するととも

に、先ほどご説明したように、最終的には議会の議決を経ることとしています。

庁内における策定体制については、市職員で組織する「第5次稚内市総合計画策定委員会」を今年5月に設置しており、これまでにワークショップの開催や、第4次総合計画の検証作業を進めてきました。

今後、策定委員会において、第5次総合計画の原案を作成し、庁内会議での審議を経た上で、本審議会に諮っていきたいと考えております。

次に5頁をめくっていただいて、「5. 策定の視点」についてですが、第5次総合計画の策定に当たっては、以下に記載している7つの視点をもって進めていくこととしています。

「(1) 自治基本条例の理念に基づいた計画策定」ということで、これは、先ほども説明したとおり、総合計画は自治基本条例の理念に基づいて策定することとなっていますので、自治基本条例の基本原則である市民参画、情報共有、協働を始めとして、条例の内容を十分に踏まえながら進めていくこととしています。

「(2) 将来人口を見据えた計画策定」ということで、これについても先ほどご説明しましたが、全国的な人口減少問題の解決には長い期間を要するため、今後も本市の人口減少は続いていくことが想定されます。第5次総合計画の策定に当たっては、人口減少の抑制を重点に置きながらも、今後も人口が減っていくということを踏まえて、計画づくりを進めていくこととしています。

「(3) 社会経済情勢や住民ニーズを踏まえた計画策定」ということで、人口減少や少子高齢化などにより、自治体を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い住民ニーズも多様化しています。それらを的確に把握し、社会経済環境の変化に適應できる計画づくりを進めていくこととしています。

「(4) 地域資源・地域特性を活かした計画策定」ということで、本市の持つ資源や特性などの強みを最大限に活かしながら、新産業の創出を含めた地域産業のさらなる発展を目指して、計画づくりを進めていくこととしています。

「(5) 個別計画と整合性のある計画策定」ということで、平成27年度に策定した稚内市人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を始め、市で策定している各種個別計画との整合性を十分に考慮しながら、計画策定を進めていくこととしています。

「(6) 第4次総合計画の検証結果を反映させた計画策定」ということで、これまで第4次総合計画に基づいて行ってきた取組の成果や課題等をしっかりと検証し、その結果を十分に反映させながら、計画の策定を進めていくこととしています。

最後に、「(7) 市民にわかりやすい計画策定」ということで、各取組に設定する成果指標については、出来る限り明確な目標数値の設定に努めるとともに、見た目的にも分かりやすく、親しみやすい計画書づくりを進めていくこととしています。

以上7つの視点を持ちながら、計画の策定を進めていくこととしています。

最後に7頁をめくっていただいて、「6. 策定スケジュール」についてですが、総合計画の策定については、平成29年度と平成30年度の2年間かけて行います。

平成29年度は、アンケート調査やワークショップ、第4次総合計画の検証等を行い、

それらの結果を踏まえて、基本構想の作成までを行う予定となっています。平成 30 年度は、基本構想を踏まえて、各取組の方向性等を示した基本計画を作成し、基本構想・基本計画を合わせて、12 月定例会に上程する予定となっています。

本審議会については、現在のところ、今年度 3 回、来年度 4 回を予定しています。スケジュールについては、審議会の開催時期も含め、本方針の策定時から、変更となっている部分もございますので、次の議題となっている「今後のスケジュール」において、改めて説明させていただきたいと思っております。

以上「第 5 次稚内市総合計画策定方針について」の説明となります。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。何かございましたら質問をお願いします。(質問なし)

それでは、次の「(4) 今後のスケジュールについて」ご説明をお願いいたします。

(4) 今後のスケジュールについて

(事務局)

それでは、「(4) 今後のスケジュールについて」説明させていただきます。資料 3「第 5 次稚内市総合計画の策定に係る今後のスケジュール」をご覧ください。

まず始めに、「1. これまでの経過」といたしまして、審議会については、本日が 1 回目となりますが、策定作業については、5 月 1 日に策定方針を決定してから、順次進めております。

まず、策定に当たり市民意見を聴取するため、市民を対象にした「まちづくりに関するアンケート調査」を 7 月 20 日に送付し、約 500 人の市民の皆様からご回答をいただきました。

また、総合計画策定委員会が主体となった、各分野別のワークショップも開催し、関係団体や公募による一般市民、さらには若い人達からの意見聴取ということで、高校生や大学生を対象にしたワークショップも開催し、延べ 100 人以上の市民の方々にご参加いただきました。

市民アンケートとワークショップの結果については、先程も申し上げましたが、現在、報告書を取りまとめている最中となっています。完成次第、皆様へも配布させていただきますので、是非、ご覧いただきたいと思っております。

さらに、現在、各種報告書の作成作業と合わせて、第 4 次総合計画の検証作業も行っています。こちらについても、庁内の策定委員会が主体となり、第 4 次総合計画がスタートした平成 21 年度からこれまでの、取組や成果、課題、今後の展開等を取りまとめています。こちらにつきましても、完成次第、委員の皆様にご覧させていただきますと考えております。

次に、「2. 審議会の開催予定」についてですが、先程も簡単に触れさせていただきましたが、審議会については、本日の第 1 回も含めて、現在のところ全 7 回の開催を予

定しております。

本日、第1回ということで、市長からの諮問と策定方針やスケジュール等について、説明させていただきました。第2回については、第4次総合計画の検証結果等の確認を行いながら、第5次総合計画の基本構想について、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。第3回については、基本構想の素案を審議会に示させていただき、皆様から意見を伺いたいと考えております。

翌年度、平成30年度に入りまして、第4回～第6回については、基本計画の策定に当たって、皆様からご意見をいただき、平成30年9月頃に開催予定の第7回審議会において、市長に答申をしていただくといったスケジュールとなっております。

裏面に全体スケジュールも掲載しております。皆様には、庁内の策定委員会で作成し、庁内合意を得た素案等に対して、その都度、ご意見等を伺うといった形で今後の審議会を進めていきたいと考えております。

その他、広く市民の皆様のご意見を伺うため、基本構想及び基本計画の案が出来た段階で、パブリックコメントも実施する予定となっております。

最終的には、平成30年の12月定例会で市議会の方に上程させていただき、議決いただくといったスケジュールとなっております。

以上、「今後のスケジュールについて」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。あと、6回審議会が開かれるというスケジュールでございます。皆さん大変お忙しいでしょうけど、よろしくお願いいたします。また、何かありましたら事務局の方へ、その都度言っていただければ、事務局で対応してくれるだろうと思っております。

一応これで本日予定していた議事は全て終了ということでございますが、今まで通して何かご質問等ございましたらお願いします。(質問なし)

よろしいですか。今日は、前段ですからそんなには思いますが、次からは多くの意見を述べて、将来の稚内のために頑張りたい、そんな思いでございます。あとは、事務局の方から何かございましたらお願いします。

8. その他

(事務局)

今後の審議会の開催日程についてですが、今回と同様に事務局でいくつかの候補を選定し、委員の皆様の都合の良い日を確認した上で、一番多くの委員が出席できる日を設定したいと考えています。

現在の予定では、12月に2回目の審議会を開催する予定となっておりますが、今後の進捗等によっては、年明けの開催にさせていただき可能性もございますので、改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上になります。

9. 閉会

(会長)

ありがとうございます。それでは、これをもって1回目の審議会は閉会になります。皆様、大変長い間お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上